

狭山市女性職場環境改善助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、女性のための職場環境の改善に向けて積極的に取り組む市内の事業者に助成金を交付することにより、女性の活躍推進を図ることを目的とする。

(規則の適用)

第2条 前条の助成金の交付に関しては、狭山市補助金等の交付手続等に関する規則(昭和57年規則第40号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる事業者は、市内に事業所を有し、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国による「くるみん認定」若しくは「えるぼし認定」若しくは埼玉県による「多様な働き方実践企業認定」を受け、又は「埼玉県SDGsパートナー」に登録されていること。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定している(同計画を未策定の場合は、女性活躍推進チェックシート(様式第1(4)号)を作成している)こと。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその統制下の団体でないこと。
- (4) 市税(狭山市税条例(昭和30年条例第11号)第3条第1項各号及び第2項各号に掲げる税目をいう。以下同じ。)の滞納がないこと。
- (5) 過去3年間に労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる取組(以下「助成対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 女性専用の更衣室、休憩室若しくは授乳室の設置又はトイレの改修等の環境整備
- (2) 女性管理職の積極的な登用又は女性管理職候補者の育成
- (3) 労務担当者又は従業員に対する女性活躍推進に係る研修、周知及び啓発
- (4) 外部専門家によるコンサルティングの導入
- (5) 就業規則又は労使協定の見直し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、女性のための職場環境改善に向けた取組

2 助成対象事業に取り組む期間は、第8条第1項に定める交付決定を受けた日から、当該交付決定を受けた日の属する年度の2月末までとする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の交付は、予算の範囲内において、1事業者につき助成対象事業に要する経費に対して行い、その額は、別表第1の基準により算定した金額とする。ただし、1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。

2 助成金の交付は、申請年度内において、1事業者につき1回を限度とする。

3 事業者が、同一年度に、同一の措置内容に対して、国又は地方公共団体から他の助成金(間接助成金を含む。)の交付を受けている場合には、本助成金の支給を受けることはできない。

(助成対象経費)

第6条 助成対象事業の実施のために新たに生じた経費のうち、助成金の交付の対象と

なる経費は、別表第2のとおりとする。ただし、次に掲げるものは、原則として認めないものとする。

- (1) 人件費
- (2) 交際費
- (3) 事業所の運営に係る経常的な経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、助成することが適当でないと市長が認める経費
(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 狭山市女性職場環境改善助成金交付申請書（様式第1（1）号）
- (2) 事業計画書（様式第1（2）号）
- (3) 収支予算書（様式第1（3）号）
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項に規定する一般事業主行動計画の写し（同計画を未策定の場合は、女性活躍推進チェックシート（様式第1（4）号））
- (5) 市税の滞納のないことの証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに審査を行い、助成金の交付の可否を決定し、狭山市女性職場環境改善助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付の決定をする場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(助成金の変更承認)

第9条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定事業者」という。）は、助成対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、狭山市女性職場環境改善助成金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、狭山市女性職場環境改善助成金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。この場合において、変更後の交付決定額は、前条第1項の規定により決定した交付額を超えないものとする。

3 前項の規定により変更決定をする場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(助成対象事業の中止)

第10条 交付決定事業者は、やむを得ない理由により助成対象事業を中止しようとするときは、速やかに狭山市女性職場環境改善助成事業中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(助成対象事業の実績報告)

第11条 交付決定事業者は、助成対象事業を完了した日から60日を経過した日又は第8条の規定により助成金の交付の決定を受けた年度の3月15日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 狭山市女性職場環境改善助成金実績報告書（様式第6（1）号）
- (2) 実績報告書（様式第6（2）号）
- (3) 収支決算書（様式第6（3）号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金交付額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、助成金の交付額を確定し、狭山市女性職場環境改善助成金交付額確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。この場合において、確定する交付額は、第8条の規定により決定した交付額(第9条第2項の規定により変更の承認を受けたときは、当該変更後の交付決定額)を超えないものとする。

(助成金の請求及び支給等)

第13条 前条の規定により交付額確定の通知を受けた交付決定事業者は、助成金の支払を受けようとするときは、狭山市女性職場環境改善助成金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。
(交付決定の取消し及び返還請求)

第14条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 第10条の規定による中止届の提出があったとき。

(4) 助成対象事業において改善の成果が認められないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消すときは、狭山市女性職場環境改善助成金交付決定取消(・返還)通知書(様式第9号)により通知するとともに、既に助成金が交付されている場合においては、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区 分	助成率	上限額
第4条に掲げる取組	50%	500,000円

別表第2（第6条関係）

区 分	内 容
報償費	外部専門家（社会保険労務士、経営コンサルタント等）への相談料、研修会等の講師謝礼等
旅 費	研修会等の講師旅費、資格取得に係る旅費等
消耗品費	資格取得に係る教材費等
印刷製本費	各種制度周知用パンフレット、研修用教材等の印刷費等
役務費	資格取得に係る手数料（テキスト代を含む。）等
委託料	研修会開催に係る委託料等
使用料及び賃借料	研修会等に係る会場使用料等
工事費	トイレ洋式化に係る工事費、更衣室設置に係る工事費等
備品購入費	温水洗浄便座、更衣用ロッカー等の購入費等 （税込み10,000円以上のものに限る。）
その他	その他市長が適当と認める経費

※消費税及び地方消費税については、助成対象外とする。